

## 「家族リレー信託」約款変更予定に関する公告

2020年2月28日

受益者 各位

東京都千代田区丸の内1丁目1番2号  
株式会社三井住友銀行  
代表取締役 高島 誠

弊行で提供しております「家族リレー信託」の約款を下記の通り変更致しますので、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第五条第一項に基づき公告致します。

### 記

1. 変更の対象となる商品名称  
家族リレー信託
2. 約款変更効力発生日  
2020年4月1日
3. 約款変更を行う理由  
マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン、2020年4月1日の民法改正等について、約款の改定対応を実施します。
4. 金融庁長官等の認可を受けた年月日  
2020年2月27日
5. 異議申立の方法について  
本件に対し異議のある受益者は、本公告掲載の翌日から1箇月以内に、当行国内本支店窓口までお申し出ください。  
かかる期間内に異議を述べた受益者は、変更後家族リレー信託第29条第4項に従い本信託を終了させることができます(受益者が受託者に対して受益権の買取請求を行った場合にも、当該終了手続をもってこれに代えさせていただきます。)

## 6. 変更の内容

変更前	変更後
<p>第9条（受益者等）</p> <p>1. 本信託においては、委託者は、信託契約日に受益権を取得します（以下委託者である受益者を「第一受益者」といいます。）。第一受益者は、申込書において指定された方法により、本信託の信託財産の交付を受けることができます。ただし、第3項に規定する方法により留保金受取人が指定された場合には、第一受益者が交付を受けられる金額は、本信託の信託財産の金額から留保金受取人が受け取るべき金額を控除した残額までとします。なお、第一受益者が死亡した場合には、第一受益者の保有する受益権は消滅します。また、本項、第3項から第7項まで、および第18条第9号において、受託者において受託者所定の方法により委託者または第一受益者が死亡したことを知ることがない限り、受託者は、委託者または第一受益者が死亡していないものとして取り扱うものとし、受託者は、当該取扱いにより委託者、受益者および委託者または受益者の相続人その他の第三者に生じた損害について一切責任を負わないものとします。</p> <p>6. 第二受益者が委託者の死亡以前に死亡した場合（第二受益者が委託者の死亡と同時に死亡した場合（民法第32条の2の規定により同時に死亡したものと推定される場合を含みます。）を含みます。）には、当該第二受益者は受益権を取得しません。この場合、当該第二受益者が(i)留保金受取人である場合には留</p>	<p>第9条（受益者等）</p> <p>1. 本信託においては、委託者は、信託契約日に受益権を取得します（以下委託者である受益者を「第一受益者」といいます。）。第一受益者は、申込書において指定された方法により、本信託の信託財産の交付を受けることができます。ただし、第3項に規定する方法により留保金受取人が指定された場合には、第一受益者が交付を受けられる金額は、本信託の信託財産の金額から留保金受取人が受け取るべき金額を控除した残額までとします。なお、第一受益者が死亡した場合には、第一受益者の保有する受益権は消滅します。また、本項、第3項から第7項まで、および第18条第11号において、受託者において受託者所定の方法により委託者または第一受益者が死亡したことを知ることがない限り、受託者は、委託者または第一受益者が死亡していないものとして取り扱うものとし、受託者は、<u>受託者に過失がある場合を除き</u>、当該取扱いにより委託者、受益者および委託者または受益者の相続人その他の第三者に生じた損害について責任を負わないものとします。</p> <p>6. 第二受益者が委託者の死亡以前に死亡した場合（第二受益者が委託者の死亡と同時に死亡した場合（民法第32条の2の規定により同時に死亡したものと推定される場合を含みます。）を含みます。）には、当該第二受益者は受益権を取得しません。この場合、当該第二受益者が(i)留保金受取人である場合には留</p>

保金の額に、(ii) 残余金受取人である場合には残余金のうち申込書記載の割合その他この約款に定める方法により委託者が指定する割合に、それぞれ相当する信託財産の給付を内容とする債権（受益債権であるもののほか、帰属権利者として取得する債権を含み、以下「受益権等」といいます。）は、委託者の相続財産を構成するものとして取り扱うものとします。ただし、委託者の遺言により第二受益者が変更された場合において、委託者の死亡後に第 10 項なお書きに規定する方法によりその旨受託者に通知されたときは、当該変更後の第二受益者（当該第二受益者が死亡していない場合に限り。）の受益権は、委託者の相続財産を構成しないものとして取り扱うものとします。なお、本項ならびに第 18 条第 9 号および第 11 号において、受託者において受託者所定の方法により第二受益者が死亡したことを知ることがない限り、受託者は、第二受益者が死亡していないものとして取り扱うものとし、受託者は、当該取扱いにより委託者、受益者および委託者または受益者の相続人その他の第三者に生じた損害について一切責任を負わないものとします。

8. 第二受益者が受益を承認する場合には、その旨の意思表示を受託者所定の書面により行うとともに、受託者所定の手続により本信託の信託財産の交付を受ける方法の指定（本信託の信託財産の一括交付または分割交付の指定、当該信託財産に属する金銭の入金先となる預金口座の変更等を含みます。）を行うものと

保金の額に、(ii) 残余金受取人である場合には残余金のうち申込書記載の割合その他この約款に定める方法により委託者が指定する割合に、それぞれ相当する信託財産の給付を内容とする債権（受益債権であるもののほか、帰属権利者として取得する債権を含み、以下「受益権等」といいます。）は、委託者の相続財産を構成するものとして取り扱うものとします。ただし、委託者の遺言により第二受益者が変更された場合において、委託者の死亡後に第 10 項なお書きに規定する方法によりその旨受託者に通知されたときは、当該変更後の第二受益者（当該第二受益者が死亡していない場合に限り。）の受益権は、委託者の相続財産を構成しないものとして取り扱うものとします。なお、本項ならびに第 18 条第 11 号および第 13 号において、受託者において受託者所定の方法により第二受益者が死亡したことを知ることがない限り、受託者は、第二受益者が死亡していないものとして取り扱うものとし、受託者は、当該取扱いにより委託者、受益者および委託者または受益者の相続人その他の第三者に生じた損害について、受託者に過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

8. 第二受益者が受益を承認する場合には、その旨の意思表示を受託者所定の書面により行うとともに、受託者所定の手続により本信託の信託財産の交付を受ける方法の指定（本信託の信託財産の一括交付または分割交付の指定、当該信託財産に属する金銭の入金先となる預金口座の変更等を含みます。）を行うものと

します。なお、第二受益者による当該受益の意思表示が受託者に到達した後、第二受益者は、受益権を放棄することはできないものとします。受託者は、第二受益者による受益の意思表示および本信託の信託財産の交付を受ける方法の指定が受託者所定の書面により行われないう間、第二受益者に対する本信託の信託財産の交付を行わないことができ、当該交付を行わないことについて一切責任を負いません。

10. 委託者は、受託者所定の方法により受託者に対して通知することにより、委託者の推定相続人の中から、第二受益者を変更（追加、取消しを含みます。ただし、留保金受取人の変更は、留保金受取人となるべき者として指定された者を他の者に交替的に変更することのみできるものとします。）することができます。なお、委託者が遺言により第二受益者を変更する場合（ただし、遺言による第二受益者の変更は、第二受益者となるべき者として指定された者を他の者に交替的に変更することのみできるものとします。）には、委託者、委託者の相続人その他の利害関係を有する者が当該変更内容に係る証拠を添付のうえ、受託者所定の方法により受託者に対して通知しない限り、受託者は、第二受益者の変更がなされていないものと取り扱うことができ、当該取扱いにより既に行った本信託の信託財産の交付は有効とみなされるものとし、受託者は、当該取扱いにより委託者および委託者の相続人そ

します。なお、第二受益者による当該受益の意思表示が受託者に到達した後、第二受益者は、受益権を放棄することはできないものとします。受託者は、第二受益者による受益の意思表示および本信託の信託財産の交付を受ける方法の指定が受託者所定の書面により行われないう間、第二受益者に対する本信託の信託財産の交付を行わないことができ、当該交付を行わないことについて生じた損害について生じた損害については、受託者に過失がある場合を除き、責任を負いません。

10. 委託者は、受託者所定の方法により受託者に対して通知することにより、委託者の推定相続人の中から、第二受益者を変更（追加、取消しを含みます。ただし、留保金受取人の変更は、留保金受取人となるべき者として指定された者を他の者に交替的に変更することのみできるものとします。）することができます。なお、委託者が遺言により第二受益者を変更する場合（ただし、遺言による第二受益者の変更は、第二受益者となるべき者として指定された者を他の者に交替的に変更することのみできるものとします。）には、委託者、委託者の相続人その他の利害関係を有する者が当該変更内容に係る証拠を添付のうえ、受託者所定の方法により受託者に対して通知しない限り、受託者は、第二受益者の変更がなされていないものと取り扱うことができ、当該取扱いにより既に行った本信託の信託財産の交付は有効とみなされるものとし、受託者は、当該取扱いにより委託者および委託者の相続人そ

の他の第三者に生じた損害について一切責任を負わないものとします。また、第 3 項または本項の規定による第二受益者の指定内容について受託者は検証を行わず、当該指定内容が万一この約款の規定に違反するものであるとしても、当該指定内容に従った取扱いは有効とみなされるものとし、受託者は、当該取扱いにより委託者および委託者の相続人その他の第三者に生じた損害について一切責任を負いません。

#### 第 17 条（信託の終了）

2. 受託者は、次のいずれかに該当するときは、委託者（ただし、委託者の死亡後においては、この限りではありません。）および受益者に通知することにより、何らの催告を要することなく、本信託を終了することができるものとします。なお、本項の規定による本信託の終了により委託者または受益者に生じた損害について受託者は責任を負いません。

- ① 受託者が第 9 条第 7 項に規定する通知を発出した日から 3 ヶ月以内に、第二受益者が受託者に対して受益を承認する旨または受益権を放棄する旨の意思表示を行わない場合
- ② 委託者または受益者が第 26 条第 1 項から第 3 項までの規定を遵守せずまたはこれに違反したとき
- ③ 税制の変更、経済情勢の変化、天災地変、戦争、内乱、騒乱その他の相当の事由により信託目的の達成ま

の他の第三者に生じた損害について、受託者に過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。また、第 3 項または本項の規定による第二受益者の指定内容について受託者は検証を行わず、当該指定内容が万一この約款の規定に違反するものであるとしても、当該指定内容に従った取扱いは有効とみなされるものとし、受託者は、当該取扱いにより委託者および委託者の相続人その他の第三者に生じた損害について、受託者に過失がある場合を除き、責任を負いません。

#### 第 17 条（信託の終了）

2. 受託者は、次のいずれかに該当するときは、委託者（ただし、委託者の死亡後においては、この限りではありません。）および受益者に通知することにより、何らの催告を要することなく、本信託を終了することができるものとします。なお、本項の規定による本信託の終了により委託者または受益者に生じた損害について、受託者に過失がある場合を除き、受託者は責任を負いません。

- ① 受託者が第 9 条第 7 項に規定する通知を発出した日から 3 ヶ月以内に、第二受益者が受託者に対して受益を承認する旨または受益権を放棄する旨の意思表示を行わない場合
- ② 委託者または受益者が第 26 条第 1 項から第 3 項までの規定を遵守せずまたはこれに違反したとき
- ③ 税制の変更、経済情勢の変化、天災地変、戦争、内乱、騒乱その他の相

たは信託事務の遂行が不可能または著しく困難となったと受託者が認めるとき

第 18 条（信託の終了事由）

本信託は、次のいずれかに該当するときに終了します。

- ① 信託期間満了日が経過したとき
- ② 前条第 1 項ただし書きの規定により本信託の全部が終了するとき
- ③ 前条第 2 項の規定により受託者が委託者および受益者に発出する本信託の終了通知に信託終了日として記載され特定される日が経過したとき
- ④ <新設>
- ④ 第 20 条第 2 項の規定により本信託の全部が終了するとき
- ⑥ <新設>
- ⑤ 第 29 条第 4 項の規定により本信託の全部が終了するとき
- ⑥ 申込書において指定された方法により信託財産を第一受益者に対して交付することにより本信託の信託財産の全部がなくなるとき
- ⑦ 留保金の額に満つるまで信託財産を留保金受取人に対して交付することにより本信託の信託財産の全部がなくなるとき
- ⑧ 残余金のうち申込書記載の割合その他この約款に定める方法により委託者が指定する割合に相当する信託財産を残余金受取人に対して交付することにより本信託の信託財産の全部がなくなる

当の事由により信託目的の達成または信託事務の遂行が不可能または著しく困難となったと受託者が認めるとき

第 18 条（信託の終了事由）

本信託は、次のいずれかに該当するときに終了します。

- ① 信託期間満了日が経過したとき
- ② 前条第 1 項ただし書きの規定により本信託の全部が終了するとき
- ③ 前条第 2 項の規定により受託者が委託者および受益者に発出する本信託の終了通知に信託終了日として記載され特定される日が経過したとき
- ④ 第 18 条の 2 第 1 項または第 2 項の規定により本信託の全部が終了するとき
- ⑤ 第 20 条第 2 項の規定により本信託の全部が終了するとき
- ⑥ 第 26 条第 5 項の規定により本信託の全部が終了するとき
- ⑦ 第 29 条第 4 項の規定により本信託の全部が終了するとき
- ⑧ 申込書において指定された方法により信託財産を第一受益者に対して交付することにより本信託の信託財産の全部がなくなるとき
- ⑨ 留保金の額に満つるまで信託財産を留保金受取人に対して交付することにより本信託の信託財産の全部がなくなるとき
- ⑩ 残余金のうち申込書記載の割合その他この約款に定める方法により委託者が指定する割合に相当する信託財産を残余金受取人に対して交付することにより本信託の信託財産の全部がなくなる

<p>とき</p> <p>⑨ 第二受益者の全部が委託者の死亡以前に死亡している場合（第二受益者が委託者の死亡と同時に死亡した場合（民法第32条の2の規定により同時に死亡したものと推定される場合を含みます。）を含みます。）において、委託者が第二受益者を変更しないまま死亡したとき</p> <p>⑩ 第二受益者から受託者所定の方法による受益権を放棄する旨の意思表示が受託者に到達したとき（本信託のうち第9条第3項の規定による分割後の新たな信託であって、当該第二受益者のみを受益者とするものに限ります。）</p> <p>⑪ 第二受益者が受益権の取得後に死亡したとき（本信託のうち第9条第3項の規定による分割後の新たな信託であって、当該第二受益者のみを受益者とするものに限ります。）</p> <p>⑫ 遺留分減殺請求に基づき本信託の信託財産の全部が第二受益者以外の遺留分権利者に帰属することが、第19条の2第1項に規定する確定判決等により受託者に判明したとき</p>	<p>とき</p> <p>⑪ 第二受益者の全部が委託者の死亡以前に死亡している場合（第二受益者が委託者の死亡と同時に死亡した場合（民法第32条の2の規定により同時に死亡したものと推定される場合を含みます。）を含みます。）において、委託者が第二受益者を変更しないまま死亡したとき</p> <p>⑫ 第二受益者から受託者所定の方法による受益権を放棄する旨の意思表示が受託者に到達したとき（本信託のうち第9条第3項の規定による分割後の新たな信託であって、当該第二受益者のみを受益者とするものに限ります。）</p> <p>⑬ 第二受益者が受益権の取得後に死亡したとき（本信託のうち第9条第3項の規定による分割後の新たな信託であって、当該第二受益者のみを受益者とするものに限ります。）</p> <p>⑭ 遺留分減殺請求に基づき本信託の信託財産の全部が第二受益者以外の遺留分権利者に帰属することが、第19条の2第1項に規定する確定判決等により受託者に判明したとき</p>
<p><u>第18条の2（マネー・ローンダリング等に係る取引の制限）＜新設＞</u></p>	<p><u>第18条の2（マネー・ローンダリング等に係る取引の制限）</u></p> <p>1. <u>受託者は、委託者または受益者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を限定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。委託者または受益者が正当な理由なく指定した期限までに回答しない場合には、受託者は、追加信託その他この約款に基づく取引の一部を制限しまたは本信託を終了させることができるもの</u></p>

<p>第 19 条（信託財産の交付）</p> <p>1. <u>前条</u>各号に掲げる事由により本信託が終了した場合には、受託者は、受益者に対し、信託終了日の翌日以降において、第 15 条の規定により支払われる収益金とともに、合同運用財産の中から元本金額を受益者が指定した方法により金銭で支払います（なお、以下本条の規定により収益金および元本金額が支払われる日（当該日が銀行法に定める銀行の休日である場合には、その翌営業日とします。）を「信託財産交付日」といいます。）。</p> <p>4. 受益者は、第 1 項から第 3 項までの規定により本信託の信託財産の交付を受け</p>	<p>とします。</p> <p>2. <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する委託者または受益者の回答、具体的な取引の内容、委託者または受益者の説明内容およびその他の事情を考慮して、受託者がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、受託者は、追加信託その他のこの約款に基づく取引の全部または一部を制限しまたは本信託を終了させることができるものとします。</u></p> <p>3. <u>前二項に定めるいずれの取引の制限についても、委託者または受益者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと受託者が認める場合には、受託者は当該取引の制限を解除できるものとします。</u></p> <p>第 19 条（信託財産の交付）</p> <p>1. <u>第 18 条</u>各号に掲げる事由により本信託が終了した場合には、受託者は、受益者に対し、信託終了日の翌日以降において、第 15 条の規定により支払われる収益金とともに、合同運用財産の中から元本金額を受益者が指定した方法により金銭で支払います（なお、以下本条の規定により収益金および元本金額が支払われる日（当該日が銀行法に定める銀行の休日である場合には、その翌営業日とします。）を「信託財産交付日」といいます。）。</p> <p>4. 受益者は、第 1 項から第 3 項までの規定により本信託の信託財産の交付を受け</p>
--	---



る場合には、受託者の求めに応じ、受託者所定の書面に届出の印章により記名押印して提出するものとします。なお、第 17 条第 2 項第 2 号に掲げる事由に該当することにより前条第 3 号に掲げる事由により本信託が終了する場合には、受託者は、相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。また、受託者は、本信託の終了に係る手続に際して必要と認める場合には、正当な権利者を確認する目的で証拠の提出を受益者その他の権利者に対し求めることができ、当該確認が完了するまでの間、受益者その他の権利者に対する本信託の信託財産の交付を行わないことができ、当該交付を行わないことについて一切責任を負いません。

5. 前各項の規定にかかわらず、前条第 12 号に掲げる事由により本信託が終了した場合には、遺留分権利者の指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。なお、(i)前条第 9 号に掲げる事由により本信託が終了した場合における受益権等または(ii)前条第 10 号に掲げる事由により本信託が終了した場合における、受益権の放棄を行った第二受益者が(a)留保金受取人である場合には留保金の額に、(b)残余金受取人である場合には残余金のうち申込書記載の割合その他この約款に定める方法により委託者が指定する割合に、それぞれ相当する信託財産に係る受益権等は、委託者の相続財産を構成するものとして取り扱われ、当該委託者の相続人(受

る場合には、受託者の求めに応じ、受託者所定の書面に届出の印章により記名押印して提出するものとします。なお、第 17 条第 2 項第 2 号に掲げる事由に該当することにより第 18 条第 3 号に掲げる事由により本信託が終了する場合には、受託者は、相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。また、受託者は、本信託の終了に係る手続に際して必要と認める場合には、正当な権利者を確認する目的で証拠の提出を受益者その他の権利者に対し求めることができ、当該確認が完了するまでの間、受益者その他の権利者に対する本信託の信託財産の交付を行わないことができ、当該交付を行わないために生じた損害については、受託者に過失がある場合を除き、責任を負いません。

5. 前各項の規定にかかわらず、第 18 条第 14 号に掲げる事由により本信託が終了した場合には、遺留分権利者の指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。なお、(i)第 18 条第 11 号に掲げる事由により本信託が終了した場合における受益権等または(ii)第 18 条第 12 号に掲げる事由により本信託が終了した場合における、受益権の放棄を行った第二受益者が(a)留保金受取人である場合には留保金の額に、(b)残余金受取人である場合には残余金のうち申込書記載の割合その他この約款に定める方法により委託者が指定する割合に、それぞれ相当する信託財産に係る受益権等は、委託者の相続財産を構成するものとして取り扱われ、当該委託者の相

遺者等の承継者を含みます。)が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。また、前条第 11 号に掲げる事由により本信託が終了した場合における受益権は、各第二受益者の相続財産を構成するものとして取り扱われ、当該第二受益者の相続人(受遺者等の承継者を含みます。)が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。

第 19 条の 2 (受託者または第二受益者に対して遺留分減殺請求がなされた場合)

1. 本信託の第二受益者に対する受益権を取得させることについて受託者に対して遺留分減殺請求がなされた場合、または、本信託の第二受益者に対して遺留分減殺請求がなされたことが第二受益者から受託者所定の方法により通知された場合、受託者は、当該遺留分減殺請求に基づき本信託の信託財産の全部または一部が第二受益者以外の遺留分権利者に帰属することおよび本信託の信託財産のうち当該権利者に帰属すべき具体的な金額(以下「遺留分相当額」といいます。)が明示されている確定判決、和解調書、調停調書または第二受益者および遺留分権利者間の合意書等(以下「確定判決等」といいます。)が受託者に提示されるまでの間、第二受益者に対して本信託の信託財産の交付を行わないことができ、当該交付を行わないことについて一切責任を負いません。
2. 遺留分減殺請求に基づき信託財産の一部が第二受益者以外の遺留分権利者に

続人(受遺者等の承継者を含みます。)が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。また、第 18 条第 13 号に掲げる事由により本信託が終了した場合における受益権は、各第二受益者の相続財産を構成するものとして取り扱われ、当該第二受益者の相続人(受遺者等の承継者を含みます。)が指定した方法により合同運用財産の中から金銭で支払います。

第 19 条の 2 (受託者または第二受益者に対して遺留分減殺請求がなされた場合)

1. 本信託の第二受益者に対する受益権を取得させることについて受託者に対して遺留分減殺請求がなされた場合、または、本信託の第二受益者に対して遺留分減殺請求がなされたことが第二受益者から受託者所定の方法により通知された場合、受託者は、当該遺留分減殺請求に基づき本信託の信託財産の全部または一部が第二受益者以外の遺留分権利者に帰属することおよび本信託の信託財産のうち当該権利者に帰属すべき具体的な金額(以下「遺留分相当額」といいます。)が明示されている確定判決、和解調書、調停調書または第二受益者および遺留分権利者間の合意書等(以下「確定判決等」といいます。)が受託者に提示されるまでの間、第二受益者に対して本信託の信託財産の交付を行わないことができ、当該交付を行わないために生じた損害については、受託者に過失がある場合を除き、責任を負いません。
2. 遺留分減殺請求に基づき信託財産の一部が第二受益者以外の遺留分権利者に

帰属することおよびその具体的な遺留分相当額が明示されている確定判決等を添付のうえ、受託者所定の書面により遺留分権利者から遺留分相当額の支払請求があり、受託者がこれを承認した場合には、受託者は、第 19 条第 2 項の規定に準じて、遺留分権利者に遺留分相当額の金銭を一括して支払うものとします。

### 3. <新設>

第 21 条（元本補てん・予定配当率・利益補足）

1. 受託者は、本信託の元本に万一欠損が生じた場合には、本信託の終了のときに完全にこれを補てんします。  
受託者が補てんする欠損は、信託法第 13 条に定める一般に公正妥当と認められる会計の慣行および本約款上の規定に基づき計算された信託終了時の欠損をいいます。ただし、受託者に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合、受託者に対する与信等に係る損失は、当該欠損額から控除します。

第 24 条の 2（休眠預金等活用法に係る異動事由）

受託者は、この信託財産について、以下の事由を休眠預金等活用法に基づく異動事由として取り扱います。

1. 一部解約（委託者の同意を得て受益者から申し出があり、受託者でこれを認めた場合に限り。）、信託金の追加、その他の事由により信託

帰属することおよびその具体的な遺留分相当額が明示されている確定判決等を添付のうえ、受託者所定の書面により遺留分権利者から遺留分相当額の支払請求があり、受託者がこれを承認した場合には、受託者は、第 19 条第 2 項の規定に準じて、遺留分権利者に遺留分相当額の金銭を一括して支払うものとします。

3. 前二項の規定は、委託者が 2019 年 7 月 1 日以降に死亡した場合には、適用しないものとします。

第 21 条（元本補てん・予定配当率・利益補足）

1. 受託者は、本信託の元本に万一欠損が生じた場合には、本信託の終了のときに完全にこれを補てんします。  
受託者が補てんする欠損は、信託法第 13 条に定める一般に公正妥当と認められる会計の慣行およびこの約款上の規定に基づき計算された信託終了時の欠損をいいます。ただし、受託者に預金保険法に定める保険事故等が発生した場合、受託者に対する与信等に係る損失は、当該欠損額から控除します。

第 24 条の 2（休眠預金等活用法に係る異動事由）

受託者は、この信託財産について、以下の事由を休眠預金等活用法に基づく異動事由として取り扱います。

- ① 一部解約（委託者の同意を得て受益者から申し出があり、受託者でこれを認めた場合に限り。）、信託金の追加、その他の事由により信託

財産の額に異動があったこと(受託者からの収益金の分配に係るものを除きます。)

2. 受益者から、この信託財産について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この信託財産が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告の対象となっている場合に限りません。)。

① 公告の対象となる信託財産であるかの該当性

② 受益者が公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地

第24条の4(休眠預金等代替金の支払に係る申し出の委任)

1. この信託財産について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの信託財産に係る債権は消滅し、受益者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

第25条(善管注意義務等)

受託者は、本信託の本旨にしたがい善良な管理者の注意をもって、かつ、受益者のために忠実に、信託業務および信託事務を遂行します。受託者は、当該義務を怠らない限り、原因の如何にかかわらず、本信託の信託財産に生じた損害について、委託者および受益者に対して一切責任を負いません。

第26条(反社会的勢力の排除)

5. <新設>

財産の額に異動があったこと(受託者からの収益金の分配に係るものを除きます。)

② 受益者から、この信託財産について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この信託財産が休眠預金等活用法第3条第1項に基づく公告の対象となっている場合に限りません。)。

イ 公告の対象となる信託財産であるかの該当性

ロ 受益者が公告前の休眠預金等活用法に基づく通知を受け取る住所地

第24条の4(休眠預金等代替金の支払に係る申し出の委任)

2. この信託財産について長期間取引がない場合、休眠預金等活用法に基づきこの信託財産に係る債権は消滅し、受益者は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

第25条(善管注意義務等)

受託者は、本信託の本旨にしたがい善良な管理者の注意をもって、かつ、受益者のために忠実に、信託業務および信託事務を遂行します。受託者は、当該義務を怠らない限り、原因の如何にかかわらず、本信託の信託財産に生じた損害について、受託者に過失がある場合を除き、委託者および受益者に対して責任を負いません。

第26条(反社会的勢力の排除)

5. 本信託がマネー・ローンダリング、テロ

<p>第 30 条 (印鑑届出・印鑑照合)</p> <p>2. 受託者は、信託関係者の記名捺印のある受領書その他の書類につきその押捺された印影を前項の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて信託財産の交付その他の処理をした場合には、印章の偽造、変造、盗用その他事情の如何にかかわらず、そのために生じた損害について<u>一切責任を負いません。</u></p> <p>第 31 条 (届出事項の変更)</p> <p>1. 委託者もしくは受益者またはその相続人は、自己もしくは信託監督人またはその代理人もしくは同意者その他の信託関係者について次に掲げる事由が発生した場合には、直ちに取引店に届出のうえ、所定の手続をとるものとします。当該届出の<u>前に</u>生じた損害および届出が遅れたために生じた損害については、受託者は、<u>一切責任を負いません。</u></p> <p>① 届出印鑑に係る印章を喪失または毀損したとき</p> <p>② 届出印鑑に係る印章を変更しようとするとき</p> <p>③ 氏名、住所その他届出事項の変更が</p>	<p><u>資金供与または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合において、取引を継続することが不適切であるときは、受託者は受益者に通知することにより、本信託の全部を終了させることができるものとします。</u></p> <p>第 30 条 (印鑑届出・印鑑照合)</p> <p>2. 受託者は、信託関係者の記名捺印のある受領書その他の書類につきその押捺された印影を前項の届出印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて信託財産の交付その他の処理をした場合には、印章の偽造、変造、盗用その他事情の如何にかかわらず、そのために生じた損害について責任を負いません。</p> <p>第 31 条 (届出事項の変更)</p> <p>1. 委託者もしくは受益者またはその相続人は、自己もしくは信託監督人またはその代理人もしくは同意者その他の信託関係者について次に掲げる事由が発生した場合には、直ちに取引店に届出のうえ、所定の手続をとるものとします。当該届出がなされなかったことよって生じた損害および届出が遅れたために生じた損害については、<u>受託者に過失がある場合を除き、受託者は責任を負いません。</u></p> <p>① 届出印鑑に係る印章を喪失または毀損したとき</p> <p>② 届出印鑑に係る印章を変更しようとするとき</p> <p>③ 氏名、住所その他届出事項の変更が</p>
---	--

<p>あったとき</p> <p>④ 家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始されたとき、任意後見監督人が選任されたときまたは当該審判が取り消されたときもしくは変更されたとき</p> <p>⑤ &lt;新設&gt;</p> <p>⑤ 相続が開始したとき</p> <p>⑥ 前各号に掲げるもののほか、当該各号に掲げるものに準ずる事実その他の変更があったとき</p> <p>第 32 条（通知のみなし到達）</p> <p>1. 届出のあった氏名、住所に宛てて受託者が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</p>	<p>あったとき</p> <p>④ 家庭裁判所の審判により、補助、保佐もしくは後見が開始されたとき、任意後見監督人が選任されたときまたは当該審判が取り消されたときもしくは変更されたとき</p> <p>⑤ <u>委託者もしくは受益者またはその相続人の補助人・保佐人・後見人について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたとき</u></p> <p>⑥ 相続が開始したとき</p> <p>⑦ 前各号に掲げるもののほか、当該各号に掲げるものに準ずる事実その他の変更があったとき</p> <p>第 32 条（通知のみなし到達）</p> <p>1. <u>委託者もしくは受益者またはその相続人が第 31 条の届出を怠るなど委託者もしくは受益者またはその相続人の責めに帰すべき事由により、受託者が委託者もしくは受益者またはその相続人から最後に届出のあった氏名、住所に宛てて受託者が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。</u></p>
--	---

以 上